

毎週火、金曜日発行（但休日）に当り、
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
（翌日）

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- ◇告示 地域森林計画の公表の場所
- 地域森林計画の変更に係る部分の公表の場所
- 海岸保全区域の指定
- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 米飯提供業者の登録
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 道路の位置の指定
- 土地の公用廃止
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十三号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第百九条の表中

鳥取県日野北部 農業改良普及所	日野郡江府町 及び溝口町	鳥取県日野南部 農業改良普及所	日野郡日南町 日南町
--------------------	-----------------	--------------------	---------------

を

鳥取県日野農 業改良普及所	日野郡日野町 溝口町及び日南町
------------------	--------------------

に改める。

附 則

この規則は、昭和四十年一月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十四号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

別表一の第二百二十四号から第三百三十三号までを次のように改める。

二百二十四	医薬品販売業許可申請手数料	
	動物用医薬品に係る一般販売業の場合	二千五百円
	動物用医薬品に係る薬種商販売業の場合	千円
	動物用医薬品に係る配置販売業の場合	五百円
	動物用医薬品に係る特例販売業の場合	五百円
	その他の場合	二千五百円

二百二十五 医薬品販売業許可更新申請手数料

	動物用医薬品に係る一般販売業の場合	千円
	動物用医薬品に係る薬種商販売業の場合	六百円
	動物用医薬品に係る配置販売業の場合	四百円
	動物用医薬品に係る特例販売業の場合	四百円
	その他の場合	千円
二百二十六	医薬品の販売先等変更許可申請手数料	五百円
二百二十七	配置販売従事者身分証明書交付手数料	五百円
二百二十八	配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料	百円
二百二十九	配置販売従事者身分証明書再交付手数料	二百円

告 示

鳥取県告示第七百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、日野森林計画区の地域森林計画をたてたので、同法同条第五項の規定により次の場所において公表する。

昭和三十九年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県農林部林務課

鳥取県日野地方農林振興局

鳥取県告示第七百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第三項の規定に基づき、八頭地域森林計画及び米子地域森林計画を変更したので、同法同条第五項の規定により次の場所において公表する。

昭和三十九年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

百三十	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料	百円
百三十一	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料	二百円
百三十二	薬局医薬品製造業許可証の書換え交付手数料	百円
百三十三	薬局医薬品製造業許可証の再交付手数料	二百円
百三十三の二	供血あつせん業許可申請手数料	二千円

別表一の第九十七号中「ブロック建築工をブロック建築工に改める。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

八頭地域森林計画の変更に係る公表場所

鳥取県農林部林務課

鳥取県八頭地方農林振興局

米子地域森林計画の変更に係る公表場所

鳥取県農林部林務課

鳥取県米子地方農林振興局

鳥取県告示第七百十六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定に基づき、海岸保全区域を次のように指定したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二郎

海岸保全区域は、昭和三十九年三月二十日（以下「春分の日」という。）の満潮時の水際線から陸域へ三十メートルの線、春分の日の干潮時の水際線から海側へ五十メートルの線の間で次の表に掲げる区域とする。

海岸保全区域表

指定番号	海岸名	区域	城
47	鳥取県鳥取沿岸米子海岸西福原地区海岸	米子市西福原字灘浜一五二五の一番地先の標杭から米子市西福原字砂浜一六九一の二番地先の標杭まで	

鳥取県告示第七百十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十九年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二郎

名称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
乾医院	気高郡鹿野町	内科、小児科、産科	乾勘治	昭和三十一年十二月一日	乙数表

鳥取県告示第七百十八号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二郎

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住 所	営業所の所在地
鳥振第二〇九号	昭三、三	宿院 利広	砂丘フレンド	岩美郡福部村大字湯山	岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四
第二一〇号	"	田畑 光子	田畑食堂	岩美郡福部村大字久志羅二五〇番地	住所に同じ。
米振第一七八号	"	幅田 浩子	まるは食堂	米子市昭和町二六	"
第一七九号	"	矢倉 輝義	やぐら鮎	朝日町三〇	"
第一八〇号	"	松本万寿夫	西部勤労者消費生活協同組合	四日市町八九	"
第一八一号	"	金田 政之	大山レークホテ	東伯郡三朝町三朝八四七	西伯郡大山町飯戸
第一八二号	"	福田 喜臣	グリーン	米子市末広町二〇	住所に同じ。
第一八三号	"	浦川 妙子	加津矢寿の店	皆生一、九五二	"

鳥取県告示第七百十九号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供

